

平成 22 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社セカンドストリート
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 孝 浩
コ ー ド 番 号 7 6 4 1 (大証第2部)
問 合 せ 先 取締役兼経営管理部長 尾 崎 桂 章
T E L 0 4 8 - 6 6 9 - 0 8 8 1

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更および全部取得条項付普通株式（下記「I 1. 変更の理由 (2)」において定義します。）の取得について、平成 22 年 5 月 18 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）および普通株主による種類株主総会（「以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本臨時株主総会および本種類株主総会において、定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得の議案が承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所市場（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定める上場廃止基準に抵触することとなりますので、当社普通株式は、平成 22 年 5 月 18 日から平成 22 年 6 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 6 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

記

I 種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更(A)）の件

1. 変更の理由

- (1) 平成 22 年 3 月 26 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社ゲオによる当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてご報告申しあげましたとおり、株式会社ゲオ（以下「ゲオ」といいます。）は、平成 22 年 2 月 10 日から同年 3 月 25 日までの期間、当社の普通株式および新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成 22 年 3 月 31 日（決済日）をもって、当社普通株式 122,640 株（総株主の議決権の数に対する議決権数の割合：97.4%）を保有するに至っております。

ゲオは、平成 22 年 2 月 9 日付同社プレスリリース「当社子会社である株式会社セカンドストリート株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、当社を完全子会社化することが、ゲオおよび当社、ひいてはゲオグループ全体にとって企業価値向上を実現する最良の選択であるという結論に至り、当社をゲオの完全子会社とすることを企図しております。

当社といたしましても、平成 22 年 2 月 9 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社ゲオによる当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお伝えしましたとおり、ゲオグループ全体との一体性をこれまで以上に高め、物件情報の共有による店舗開発の迅速化、ゲオグループ店舗網を活用したリサイクル商材の販売機会の増大、ポイントカードの共有化による顧客層の拡大といったメリットを今まで以上に享受できる環境を整えることにより、急速に拡大し続けるリユース市場の中で、競合他社に対する優位性を保ち、より早期に企業価値の向上を実現できるとの判断の下、当社をゲオの完全子会社とすることが最良の方策であるとの結論に至り、本公開買付けに賛同の意を表明いたしました。

当社は、本公開買付けの結果を踏まえ、ゲオと協議の上、ゲオの完全子会社になること（以下「本完全子会社化」といいます。）を決定いたしました。

- (2) 具体的には、当社は、以下①ないし③の方法（以下①ないし③を総称して「本定款一部変更等」といいます。）により、本完全子会社化を行うことといたしました。

① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別のA種類株式（その内容につきましては、「2. 変更の内容」をご参照ください。以下「A種類株式」といいます。）を

発行できる旨の定めを新設いたします。

- ② 上記①の変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式 0.00026716 株を交付する旨の定めを設けるものとします。
- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、各株主様に対して、取得対価として全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式 0.00026716 株を交付します。

上記①は、会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、A 種種類株式を設けることとしております。

上記③により当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等の全てを実施した場合）、ゲオを除く全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として割当てられる A 種種類株式は、本完全子会社化が実現されるよう、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、A 種種類株式をゲオに対して売却することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 60,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (3) 定款一部変更(A)は、本定款一部変更等のうち①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、定款一部変更(A)は、本臨時株主総会において承認可決された時点で、その効力を生じるものとしたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、219,600 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、219,600 株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は <u>219,500 株</u> 、A 種種類株式の発行可能種類株式総数は <u>100 株</u> とする。

<p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">(A種種類株式)</p> <p><u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
<p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">(種類株主総会)</p> <p><u>第14条の2 第11条から第13条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

II 全部取得条項を付すための定款一部変更(定款一部変更(B))の件

1. 変更の理由

上記「I 1. 変更の理由(1)」でご説明申しあげましたとおり、当社は、本完全子会社化が、当社の企業価値の早期向上に寄与するものと判断しております。

定款一部変更(B)は、当該完全子会社化を実現することを目的として、本定款一部変更等のうち②として、定款一部変更(A)による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定め(第6条の3)を新設するものであります。定款一部変更(B)の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、当社は、定款一部変更(B)が効力を生じることを前提として、後記IIIが承認可決されることにより、全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが(本定款一部変更等の③)、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主様に交付する取得対価は、定款一部変更(A)により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に交付するA種種類株式の数は、ゲオを除く各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.00026716株としております。

定款一部変更(B)に反対する株主様は、会社法第 116 条および第 117 条に定める手続きにより、当社に対して、その有する当社株式を「公正な価格」で買い取ることを請求することができます。当社と株主様との間での価格についての協議が成立しない場合には、裁判所に対して、価格決定の申立てを行うことができます。これらの請求ないし申立てにつきましては、株主様自らの責任とご判断において行って頂くことになります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更(A)による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

なお、定款一部変更(B)は、定款一部変更(A)の効力が生ずること、ならびに定款一部変更(B)が本臨時株主総会および本種類株主総会において承認可決されることを条件として、平成 22 年 6 月 24 日にその効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

定款一部変更 (A) による変更後の定款	変更案
【新 設】	<u>(全部取得条項)</u> <u>第 6 条の 3 当社が発行する普通株式は、</u> <u>当社が株主総会の決議によ</u> <u>ってその全部を取得できるものと</u> <u>する。当社が普通株式の全部</u> <u>を取得する場合には、当社は、</u> <u>普通株式の取得と引換えに、普</u> <u>通株式 1 株につき A 種種類株式</u> <u>を 0.00026716 株の割合をもって</u> <u>交付する。</u>

III 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

上記「I、1. 変更の理由 (1)」でご説明申しあげましたとおり、当社は、本完全子会社化が、当社の企業価値の早期向上に寄与するものであると判断しております。

全部取得条項付普通株式の取得は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第 171 条ならびに定款一部変更(A)および定款一部変更(B)による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更(A)により設けられる A 種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、全部取得条項付普通株式 1 株につき交付される A 種種類株式の数は、定款一部変更(B)による変更後の当社定款の規定に基づき、0.00026716 株となります。この結果、ゲオを除く全部取得条項付普通株主様に対して交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

全部取得条項付普通株主様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、A 種種類株式をゲオに対して売却することを予定しております。この場合の当社の A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 60,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

全部取得条項付普通株式の取得に反対する株主様は、会社法第 172 条に定める手続きにより、裁判所に対して、当社の取得する全部取得条項付普通株式の価格決定の申立てを行うことができます。この申立てにつきましては、株主様自らの責任とご判断において行って頂くことになります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第 171 条ならびに定款一部変更(A)および定款一部変更(B)による変更後の当社定款に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記「(2)取得日」において定めます。)において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.00026716 株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成 22 年 6 月 24 日といたします。

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、定款一部変更(B)の効力が生ずることを条件として、その効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

IV 本定款一部変更等の日程の概要

上記定款変更等の概略は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会基準日公告	平成 22 年 3 月 16 日
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会基準日	平成 22 年 3 月 31 日
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 22 年 4 月 15 日
臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会開催	平成 22 年 5 月 18 日 (予定)
種類株式発行に係る定款一部変更(定款一部変更(A))の効力発生日	平成 22 年 5 月 18 日 (予定)
整理銘柄への指定	平成 22 年 5 月 18 日 (予定)
当社普通株式の売買最終日	平成 22 年 6 月 18 日 (予定)
当社普通株式の上場廃止日	平成 22 年 6 月 19 日 (予定)
全部取得条項付普通株式の全部取得及び当社 A 種種類株式交付の基準日	平成 22 年 6 月 23 日 (予定)
全部取得条項を付すための定款一部変更(定款一部変更(B))の効力発生日	平成 22 年 6 月 24 日 (予定)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び当社 A 種種類株式交付の効力発生日	平成 22 年 6 月 24 日 (予定)

V その他

1. 上記 I ないし III の議案が本臨時株主総会で承認可決され、上記 II の議案が本種類株主総会で承認可決された場合には、当社普通株式は、大阪証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することとなりますので、平成 22 年 6 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。
2. 当社は、本定款一部変更等を検討するにあたり、会社法を含む法令上の問題につき外部の弁護士から意見を徴し、その内容を参考にいたしております。
3. 当社には、当社普通株式を目的とする未行使の新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)が残存しており、その目的となる当社普通株式の数の合計は 3,091 株(平成 22 年 3 月 31 日現在)であります。残存新株予約権につきましては、当社が権利者から同意を得てその権利を適正な評価額で取得し、消却する等の方法により、全部取得条項付普通株式の全部取得の効力発生日以降、速やかに消滅させる予定です(当社は新株予約権者からの上記同意を取得済です。)

以上